

次期学習指導要領改定に向けた共同提言

NPO法人School Voice Project / NPO法人DPI日本会議



私たち、NPO法人School Voice Project、NPO法人DPI日本会議は、普段、「教職員の声から学校現場を変える運動」と「どんな障害があっても地域で暮らしていくための権利を具現化する運動」をしている団体です。それぞれの分野で異なる活動をしていますが、マイノリティの子どもを含むすべての子を包摂しうる学校教育の実現を目指す点で思いをともにしています。

今回の学習指導要領改訂では、民主的で持続可能な社会の創り手をみんなで育むための取り組みが示されました。マイノリティの子どもたちが排除されない在り方を示すことにご尽力いただいた関係者の方々に敬意を表するとともに、感謝いたします。その上で、次期学習指導要領（以下：現行案）が、真にこうした理念の実現に資するものとなることを願って、この提言を発表します。

私たちの求めること：

1. 「多様性の包摂」ではなく、「包摂／多様性の尊重」にしてください。

包摂(Inclusion)には、もともと多様性の尊重という意味が含まれていると考えられます。にもかかわらず、ここで「多様性の包摂」という表現を用いると、「多様性を包摂する」という論理を前提にすることになり、この論理では、「多様性を包摂する」主語・主体の側が、多様性の外に位置することになってしまいます。そのような論理では、「多様性を自らに内包しない主体が、それ以外の多様な存在を主体の側に統合する」という「インテグレーション」の論理に近づく危険性があります。

自分自身の中にも多様性があるということをそれぞれが尊重すること、その上で包摂されるという「包摂／多様性の尊重」に変更していただきたいです。

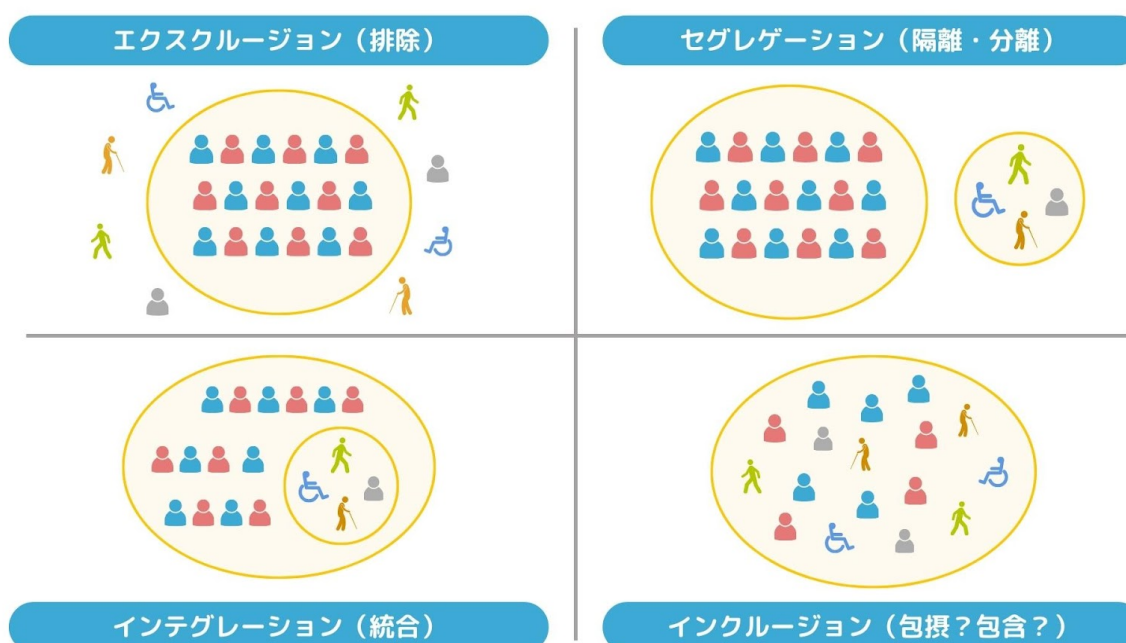


図1 インクルーシブな社会とは

出典：School Voice Project(2022)「DPIの崔さん×教職員で考えた！日本のインクルーシブ教育のこれから～世界各国の事例を手がかりに～」, <https://megaphone.school-voice-pj.org/>

2. 「包摂／多様性の尊重」を主軸＝トッププライオリティにしてください。

現行案では、①主体的・対話的・深い学びの実装(Excellence)、②多様性の包摂(Equity)、③実現可能性の確保(Feasibility)の3つの方向性が示されています。

主体的・対話的で深い学びを実装するためには、その土台として、子どもたちにとって安全・安心な環境が欠かせません。すなわち、包摂／多様性の尊重が確保される場が前提になります。

不登校の児童生徒や、特別支援学校・特別支援学級で学ぶ児童生徒が増加している現状においては、たとえ“素晴らしい”教育技法があったとしても、そもそもその場にいることができれば、その恩恵を受けられません。

「不登校問題」や「特別な教育的支援を受ける児童生徒の増加に伴う教員不足問題」を踏まえた改定が行われるのであれば、まずは、その場にいることができる＝包摂することを、最優先課題として考えていただきたいです。

学校で子どもたちが主体的・対話的で深い学びを進めるためには、その場の持つ安全性が高くなければ、安心して学びを深めることが出来ないと考えます。すべての子どもがその場から排除されない、包摂された場を作ることを、次期学習指導要領の主軸として進めてください。そのために、①包摂／多様性の尊重、②主体的・対話的で深い学びの実装、③実現可能性の確保の順にしてください。

また、公教育の中で、一定の「共通性の担保」が不可避であることは否定できません。一方で現行案が現場で実行されていくときには、「共通性の担保」と「包摂／多様性の尊重」の二項対立が起こることが十分予測されます。その際には、文部科学省の方向性として「包摂／多様性の尊重」が優先されるという立場に立っていただけると、教育現場では現行案を明確に維持しやすくなります。

▼参考資料

澤田稔(2026)「学習指導要領次期改訂動向について気になること(その1) —矛盾・ジレンマの解消＝不可視化という傾向性について—」,

https://researchmap.jp/blogs/blog_entries/view/414513/2c766c979f1f632ff9fcbfec923b3463?frame_id=882030

3. 調整授業時数(裁量的な時間の学習枠)の類型について「学習等枠」にして、居場所機能を充実させてください。

調整授業時数制度について、現行案では「研修等枠」と「学習枠」になっています。「学習枠」とあると、現場では「(狭義の)学習以外には使えない」と読み違えてしまいます。

教育である以上、能力形成を重視せざるを得ないことは理解できますが、すでに不登校という現実の問題に向き合う必要性が共有されている以上、能力形成の前に「包摂／多様性の尊重」を重視した類型が明示されるべきではないでしょうか。そういう運用が現場で広がらない限り、この制度は不登校対策・インクルーシブ教育の推進にはなりえないのではないのでしょうか。つまり、校内外の教育支援センターが担っているような役割をこの枠で担うこともできる、ということが伝わるとよいと考えます。

＜具体的な提案＞

- 名前を、「学習枠」から「学習等枠」にし、福祉的・居場所的な要素を増やすこともできるのだと、現場に伝わりやすくしてください。
- 類型の説明の手前に【「包摂／多様性の尊重」に資することを前提に】といった文言を加えてください。
- 各類型の例の中に以下のような、「包摂／多様性の尊重」に資することが明確にわかるようなものを含めてください。
 - 初発の思考や行動を起こす力・好奇心につながる活動
 - 遊びの中で興味のあることを探したり試したりできる活動
 - 自己理解や他者理解を深められる活動
 - 安心して友だちや先生とコミュニケーションができる環境作り

現行案の懸念としては、「学習枠」では、教室に居づらい児童生徒が教室に適応できるようにするための個人モデル(医学モデル)の考え方で、児童生徒が学習するためのスキルを高めようとする動きが加速すると感じています。

(よくある例)

- 「一斉指示を聞くことが出来ない／みんなと同じペースで取り組むことができない」ため、「教室から飛び出してしまふ／他害行為をしてしまふ／感情を爆発させてしまふ」という状況が起こった時、当該の児童生徒に対して、他者と共同的に学ぶことが出来るように、一時的に集団から取り出してソーシャルスキルトレーニング(SST)を行うことで、メタ認知や自己調整を育成させる取り組みに充てられる可能性があります。

このような例は、現在も起こっておりますが、大多数は、その状況に対して環境調整(その子にとっての場の安全性を高める取り組み)をするだけで収束します。一方で、担任からは「私の教室に入ることができるようにSSTや療育を受けさせてほしい(そのような外部機関とつなげてほしい)」と言われることがあり、SSTや療育への誤解や期待が教育現場に浸透しているともうかがえます。そのような動きへの加速につながることを懸念します。

4. 裁量的な時間の「研究・研修等」の類型について、「包摂／多様性の尊重」「実現可能性の確保」の推進により寄与する打ち出し方にしてください。

現行案の、裁量的な時間「研究・研修等」に関して、現行案では、学力の向上や各教科等の学習に直接的に還元できる研究・研修活動に限られると読みとられてしまう危険性があります。

また、「学習改善や教師の指導改善に直結する」「教育の質の向上に直結する」という文言が多く登場します。これらの言葉は現場を過度に縛り、「包摂／多様性の尊重」を阻害する可能性があるため、避けた方がよいと考えます。

さらに、包摂／多様性の尊重を実現するためには、教職員のゆとりや共通理解が不可欠です。そのため、それにつながる取り組みも奨励される必要があります。

<具体的な提案>

- 類型の説明の手前に「包摂／多様性の尊重につながる取り組み」「教職員の余白創出につながる取り組み」を特に推奨する文言を加えてください。
- 「直結する」を「つながる」や「つながると考えられる」「資する」のような表現に変更してください。
- 「実現可能性の確保」(上掲)を重視する観点から、実質的に総授業時間数の削減につながる方向での活用の仕方を奨励してください。
- 上記の観点から、各類型の例の中に以下のようなものを含めてください。
 - 教職員の関係構築・チームビルディング
 - 校内支援体制の構築と運用
 - 組織開発や授業改善につながる校内有志プロジェクト
 - 個々の教職員の問題意識や関心に根ざした教材研究や授業開発など
 - マイノリティ属性を持つ子どもたちがいることを前提としたそもそもの学校体制づくり

このように具体的な提案を掲げた理由は、次のような文脈にあります。

日本政府は、1996年に児童の権利に関する条約(以下:子どもの権利条約)に批准しています。近年になり、児童福祉法の改正(2016)やこども基本法の成立(2020)などを通して、子どもの権利に関する条約を意識した法律になっています。また、教育現場でも、生徒指導提要の改正(2022)の中で、子どもの権利条約の精神が取り入れられています。

子どもの権利条約は、子どもへの責任を第一義的には保護者としていますが、保護者が安全に養育できるような国の責任についても明記しています(同条約第18条2項)。それらを考えると、子どもが家庭を離れて大半の時間を過ごす学校が安全であることが含まれます。

こうした文脈を踏まえると、学校で児童生徒の安全・安心をサポートすべき教職員の側の安全・安心やゆとりを国がサポートする必要があります。これが上掲の具体案を支えている根拠です。

5. 社会モデルの考え方にに基づき、障害を「改善・克服する」という文言を削除してください。

現行案に、社会モデルの考え方と合理的配慮の考え方が記載されたことは、大変有意義であると考えますし、歓迎します。実際、これらの考え方は、障害者の権利に関する条約の中に明記され、また、合理的配慮については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の中で義務付けられています。それらは「社会参加の不利は個人ではなく環境にある」という考え方が元になり、その先には、ありのままの生が妨げられない人権モデルの考え方につながっていく概念です。

他方、現行案では、障害に関する部分では、依然として「障害に関する困難の改善・克服」と記載されています。社会モデルの考え方を採用するのであれば、個人に困難が生じた時に一番に見直されるべきは、その困難さをもたらしている環境です。

たしかに、教育においては、児童生徒の「できるようになりたい」という思いを育み、その思いを教育活動につなげることで、自己肯定感や自尊感情が育まれることがあります。そのため、教える側が「できないことをできるようにさせてあげたい」と考えることは、よくあることでしょう。

しかし、本人の意思とは関係なく「改善・克服させる」ことは、社会モデル及び人権モデルを否定する表現と取れますので、「学習上又は生活上の困難を改善・克服させる」という自立活動の目的を変更してください。障害は、決して「改善・克服させる」ものではありません。

児童生徒自らが「できるようになりたい」と思うための環境に寄与する、社会モデルと合理的配慮の在り方を見つけるための自立活動としていただきたいと思います。

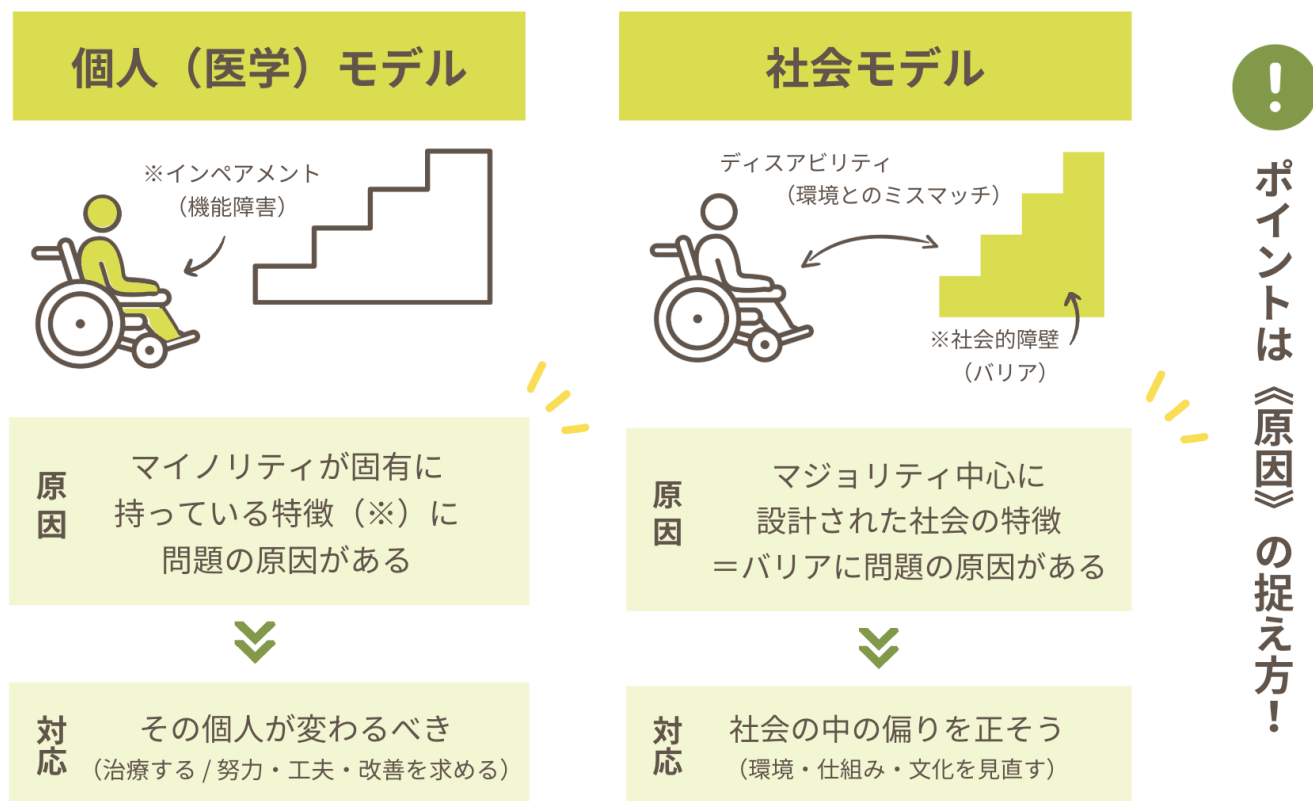


図2 「個人(医学)モデル」と「社会モデル」

出典: すべての子を包摂する学校づくり推進ネットワーク(2026)「団体の概要説明」,p.9,
https://www.ais-net.com/?fbclid=IwY2xjawPVtwZleHRuA2FbQIxMABzcnRjBmFwcF9pZBAyMjIwMzIxMzZg4MjAwODkyAAEeAgLE5XsnYeCrdDySb9WbWW0mQ6A0mBtzLPx7uh6mde6LPG84CkQgmUULbbo_aem_c5POVXc4UkJTepwiwer0Nw.
(※一部改変)